

## ○ときがわ町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱

平成23年3月31日

告示第35号

(目的)

第1条 この告示は、クリーンエネルギーの普及を促進し、地球環境への負荷の軽減を図るため、住宅用太陽光発電システム（以下「発電システム」という。）を設置する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、ときがわ町補助金等の交付手続等に関する規則（平成18年ときがわ町規則第43号。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、「発電システム」とは、住宅において太陽光を利用して発電を行うシステムで、次に掲げる要件を備えたものをいう。

- (1) 太陽電池容量（日本工業規格に基づいて算出された太陽電池モジュールの最大出力の合計値をいう。以下同じ。）が10キロワット未満のものであること。
- (2) 電力会社の低圧配電線と逆潮流のある系統連結をするものであること。
- (3) 電力会社と電灯契約及び余剰電力の販売契約を締結していること。
- (4) 未使用品であること。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 補助金交付の申請をしようとする年度に、自ら居住する町内の住宅（併用住宅の場合は、住宅部分の面積が総床面積の2分の1以上のものに限る。以下同じ。）に発電システムを設置する者、及び自ら居住するために町内に発電システム付き住宅を購入する者。ただし、住宅の所有権を有しないときは、当該住宅の所有権を有する者から機器の設置に関する同意を得ていること。
- (2) 市町村税等を滞納している者がいない世帯に属する者

(補助対象経費)

第4条 補助金交付の対象となる経費は、発電システムの設置に要する費用で、次に掲げるものとする。

- (1) 発電システムのうち、次に掲げるものの購入費用
  - ア 太陽電池モジュール
  - イ 架台
  - ウ 接続箱
  - エ パワーコンディショナー
  - オ 保護装置

- カ 直流側開閉器
  - キ 交流側開閉器
  - ク 発生電力計
  - ケ 余剰電力販売用電力計
- (2) 配線及び配線器具の購入並びにその据付けに係る費用
- (3) 設置工事に係る費用
- (補助金の額)

第5条 補助金の額は、太陽電池容量の値（単位はキロワットとし、小数点以下2位未満は切り捨てる。）に、20,000円を乗じて得た額（1,000円未満の端数は切り捨てる。）とし、60,000円を限度とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、発電システム設置工事の着工前又は発電システム付き住宅の購入前に、ときがわ町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 発電システムの仕様書
- (2) 発電システム設置に要する経費の内訳が記載された見積書の写し
- (3) 発電システム付き住宅を購入する場合は住宅の売買に係る仮契約書等の写し
- (4) 新築住宅の場合は建築確認済証の写し
- (5) 工事着手前の現況写真及び位置図
- (6) 市町村税等を完納していることを証する書面
- (7) その他町長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 町長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 町長は、前項の決定をしたときは、ときがわ町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付・不交付決定通知書（様式第2号）により補助対象者に通知するものとする。

3 補助金の交付は、1住宅につき1回限りとする。

(変更承認申請等)

第8条 前条第2項の規定により補助金の交付決定を受けた補助対象者は、補助金の交付申請の内容を変更する場合は、ときがわ町住宅用太陽光発電システム設置費補助金変更承認申請書（様式第3号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 補助対象者は、発電システムの設置を中止する場合は、速やかにときがわ町住宅用太陽光発電システム設置事業中止届出書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 補助対象者は、発電システムの設置が完了した日若しくは発電システム付き住宅の引き渡し完了した日から起算して30日を経過する日又は補助金の交付決定を受けた日の属する年度の3月10日のいずれか早い日までに、ときがわ町住宅用太陽光発電システム設置費補助金実績報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 発電システムの設置に係る領収書の写し及びその内訳書
- (2) 発電システムの設置完了後の写真
- (3) 電力会社との系統連結に伴う電力受給契約書の写し
- (4) 補助対象者の住民票の写し
- (5) その他町長が必要と認める書類

(補助金交付額の決定)

第10条 町長は、前条の規定による報告書の提出を受けた場合においては、その内容を審査し、補助金の交付条件に適合すると認めるときは、ときがわ町住宅用太陽光発電システム設置費補助金確定通知書(様式第6号)により補助対象者に通知するものとする。

(補助金の請求等)

第11条 前条の規定による通知を受けた補助対象者は、ときがわ町住宅用太陽光発電システム設置費補助金請求書(様式第7号)を町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の規定により請求書の提出を受けたときは、請求に基づき補助金を交付するものとする。

(維持管理)

第12条 補助金の交付を受けた補助対象者(以下「受給者」という。)は、発電システムを常に良好な状態に維持管理するように努めなければならない。

(受給者による報告)

第13条 受給者は、発電システムを設置した日の属する月の翌月から1年間、毎月の発電量、売電力量及び買電力量のデータ等を記録し、ときがわ町住宅用太陽光発電システム設置費補助金定期報告書(様式第8号)により報告しなければならない。

(委任)

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成23年4月1日から施行する。

(失効)

2 この告示は、平成34年3月31日限り、その効力を失う。

附 則（平成 26 年 1 月 29 日告示第 5 号）

この告示は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 7 月 28 日告示第 80 号）

この告示は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 9 月 1 日告示第 86 号）

この告示は、平成 27 年 9 月 1 日から施行し、改正後のときがわ町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱の規定は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。